

奈良県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十五年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
若葉薬局	生駒市東菜畑一丁目二九八番地 一 メゾン東生駒YD三番館一 〇二一	平成二十五年十月一日
はる薬局	橿原市膳夫町四七七―一八	平成二十五年十一月一日
村井薬局	葛城市當麻五二―四	平成二十五年十月一日
モリモト薬局	御所市東松本三〇 ライフ御所 店内	平成二十五年七月二日
医療法人社団桜和会奈良 デンタルクリニック	大和郡山市高田町一四八―四 リベルティ大和郡山〇一A号室	平成二十五年十月一日
にしやまと糖尿病内科 クリニック	北葛城郡上牧町上牧二二七四― 二	平成二十五年十一月一日